

高額医療費資金貸付規程

(目的)

第1条 この規定は、健康保険法（以下「法」という。）第115条の規定による高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給を受けることが見込まれるものに対し、高額医療費の支給を受けるまでの間、療養に要する費用を貸し付けることにより、被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）及びその被扶養者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、シャープ健康保険組合の被保険者であって高額療養費の支給を受ける見込みがあり、かつ、その高額療養費の支給の対象となる月分に係る療養に要する費用について医療機関等から請求を受けた者又はその費用を支払ったものとする。

ただし、他の法令により、当該療養に要する費用について公費負担がある場合を除く。

(貸付額)

第3条 資金の貸付額は、高額療養費支給見込額の100分の80とする。

ただし、算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数は貸し付けない。

(貸付利息)

第4条 貸付金には、利息を付さない。

(貸付申込)

第5条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、高額医療費資金貸付申込書に次の書類を添付し、シャープ健康保険組合に提出しなければならない。

- (1) 医療機関等からの療養に要する費用の内訳のある請求書または領収証
- (2) 申込者が市町村民税を課されない者又は生活保護法の用保護者であるときはその旨が明らかになる書類

(資金貸付の決定等)

第6条 理事長は、申請書を受領したときは、速やかに審査し、貸付けの可否及び貸付額を決定しなければならない。

2 理事長は、貸付けの可否及び貸付額を決定したときは、高額医療費資金貸付可否決定通知書により、申込者に通知するものとする。

3 申込者は、高額医療費資金貸付決定通知書を受領したときは、当該貸付けに係る借用証を理事長に対し提出するものとする。

(貸付の方法)

第7条 貸付金の貸付方法は、総合窓口での現金払い又は金融機関（銀行）への振込みとする。

（貸付期間等）

第8条 資金の貸付期間は、当該貸付金に係る高額療養費が支給される日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、高額療養費の額が貸付金の額に満たないときは、その差額分については、理事長の指定する日までとする。

（即時償還）

第9条 理事長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が偽りの申込み、又は不正の手段により貸付けを受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、直ちに償還させるものとする。

（高額療養費が不支給となった場合の取扱い）

第10条 理事長は、当該貸付金に係る高額療養費が不支給となったことを知ったときは、期日を指定して償還させるものとする。

（借用書の返還）

第11条 理事長は、貸付金の全額が償還されたときは、借受人に対し、当該貸付金に係る借用証を返還するものとする。

附 則 この規程は、昭和59年11月1日から施行し、昭和59年10月診療分から適用する。

附 則 第1条、第7条、第10条の改正は、平成15年4月1日から施行する。